

1月15日及び3月5日の部会における主な意見
(事務局まとめ)

1 「総合施設の機能・サービス」関係

- ・ 総合施設の議論はこれからだが、子育てをしている方の選択肢が増えることには意味がある。育児休業を含め、どの選択肢を選んでも子育ての負担が平準化される。子育てに関する個々の家族の価値観に応じ、色々な選択肢を選ぶことができる方向で議論をする中で、総合施設が検討されればよい。
- ・ 次世代育成支援の基本的な考え方における総合施設の位置付けを検討する必要がある。
- ・ 子ども家庭福祉の現場を預かる審議会としてのアピールを出す必要があるのではないか。総合施設の検討を危機ではなくチャンスと捉えて、社会に訴えることも考えなければならぬのではないか。
- ・ 総合施設を考える際には、次世代育成支援の中で総合施設をどう考えるか、子どもの育ちを保障することをどう考えるかという文脈で考えることが必要。総合施設については、児童部会における検討の場も保障してもらえればありがたい。
- ・ 総合施設の設計を考える際には、保育の質をどう確保するかが重要。日本の保育・幼児教育は世界的にレベルが高いとの評価があるのは、保育所保育指針・幼稚園教育要領がしっかりできている中で、かなりしっかりした援助があるということであり、そこを保つということ。基準をしっかりつくるということ、高い基準を作るということや、第三者評価をしっかりとやる必要がある。
- ・ 総合施設を子育て支援の中核とすることに賛成だが、人の手当、費用の手当が必要。子育て支援は保育士や幼稚園教諭が空いた時間でやるというのは無理。現状では、補助金で非常勤職員を雇っているが、それでは高いレベルのことはできない。子育て支援を主に行う専任に近い方が入ることが必要ではないか。虐待や発達障害を含め、専門性の高い人が巡回指導するような仕組みも考えられる。
- ・ 現行の仕組みに屋上屋を重ねるようなものにはしてほしくはない。斬新な考えで検討

して欲しい。

- ・ 幼保一元化の流れの中で総合施設構想が出てきたのは、大変結構である。他方、既存の保育所・幼稚園にどのようなインパクトがあるのかを踏まえないといけない。既存の制度があって新しいものができるのか、総合施設ができることにより、保育所・幼稚園の在り方が変わるのかどうか。日本の場合、保育の質は高いが、供給量は少ないという評価がある。質を維持しつつ多様な保育ニーズに応える供給量の拡大の視点が必要。
- ・ 就学前の保育のシステムにおけるケアと、幼児教育のシステムにおけるケアをどう融合させるのか。3歳未満の従来は家庭で養育されていた子どもが、家庭でケアを受けることができなくなっている。この部分について社会的な養育の在り方をどう考えるかという中で幼保一元化の問題が出てきたのではないか。
- ・ 子どもに対するケアの状況は、高齢者の介護が社会化された状況と似ている。
- ・ 単に総合施設を作るという発想だけでなく、3歳未満児の社会的な養護の在り方について、どのような施策で対応するかを考える必要がある。家庭での養育を前提とするなら育児休業であるとか、0～2歳児に集中的に経済的な支援を行う等の施策の誘導など。
あるいは、3歳未満児の母親を労働力として活用し、企業・保護者・社会の連携による3歳未満児のケアを整備する方向なのか。この点を整理した上で幼保の問題を考える必要があり、この整理を行うことなく、総合施設を作るというだけでは、問題は解消しないのではないか。
- ・ 子どもだけでなく、親子をターゲットにした施設、居場所が必要ではないか。
- ・ 児童のいる世帯で、一人親世帯が増えていることに留意する必要がある。
- ・ 子育て支援の考え方について、家庭の育児の補完を保育所等がするという発想から、家庭の育児力の向上を含めて子育て支援を行うという考え方に広がっている。
幼稚園でも子育て支援、育児力の向上の発想を入れざるを得なくなっている。この意味で、幼稚園と保育所の総合化は大きな意味を持つのではないか。
- ・ 幼児教育の視点で考えると、3歳未満における教育についても考える必要があるのではないか。また、幼児教育と小学校の連携という観点から、総合施設を議論する際に、小学校への展望を持つ幼児教育というものを打ち出すことができればよいのではないか。

- ・ 総合施設は親側のニーズが中心と思われるが、子ども（特に低年齢児）の発達についての議論をしっかりとする必要があるのではないか。多様なメニューについても、親が子どもを豊かに育てるという原理原則があった上での支援である。まずは、子どもとは何か、子どもの育ちとは何かといった議論を深める必要があるのではないか。
- ・ 現在、非常に子育てがしにくい状況となっている。親が喜びながら子どもを育てることができる社会環境を作っていく必要がある。
- ・ 3歳未満児について、子どもの視点に立った総合施設の在り方について、議論・検討が不足している。
- ・ イギリスやスウェーデンにおける幼保一元は、共に教育系統に一元化されたが、これは、3歳以上の子どもにとっての流れなのではないか。例えば、スウェーデンでは、3歳未満では就労・非就労に関係なく家庭での子どもとの関わりを重視する。例えば父親を含めた育児休業を深めるというように、0歳からの保育を増やそうとしているのではない。日本で今総合施設を議論する際には、低年齢児の保育についてしっかり議論をする必要がある。
- ・ 総合施設の機能には3つある。生活の場としての施設、教育の場としての施設、親もともにかかわる子育て支援の場としての施設。生活の場としての施設については、子どもにとっての保育の質をどう保障していくか。施設の基準も、この観点からの検討が必要。教育の場としての施設については、小学校教育までを考慮した3歳以上の段階での総合施設の在り方ということを考える必要がある。子育て支援の場としての施設については、子どもも親も生活の流れとして楽しく過ごせる場としての環境づくりが必要。
- ・ 子どもの発達を重視する、子どもの視点に立つということと、親のニーズというのは決して反しないのではないか。0～2歳ぐらいの安定した愛着関係をどう保障するかは、結果的には子どもの視点に立つという視点で考えることが必要。母親はその時期家庭で見るべきという前提でスタートするのは少し違うのではないか。
- ・ 総合施設がどのようなニーズに対応するのか、ニーズを調査する必要があるのではないか。総合施設が対応するニーズとしては、例えば、待機児童の解消、育児に対する支援、遊ぶ場や遊ぶグループの提供、虐待への対応などがあるのではないか。
- ・ どうやって子どもの喜び、子どもの育ちへの喜びを親が感じるようにするのかということが総合施設に求められる、一番大きな質の課題ではないか。

- ・ 現在の子どもの育つ状況を見ると心配に思うことが多い。総合施設を議論する際、どう子どもは守られるのか、子どもの発達が守られるためにはどうある必要があるのか、子どもというのはどんなものなのかということについて、共通理解をした上で施策の議論をする必要があるのではないか。
- ・ 家庭の養育力（育児力）（高いか低い）と子どもの昼間の居場所（在宅か施設）で整理すると、
 - ① 家庭の養育力（育児力）が高く、かつ、在宅の場合、子どもにとっては発達の保障の場、親にとってはリフレッシュの場や集いの場が必要になる
 - ② 家庭の養育力（育児力）が低く、かつ、在宅の場合、訪問型の援助や、児童相談所などによる介入的なサービスが必要
 - ③ 家庭の養育力（育児力）が低く、かつ、子どもが施設にいる場合、ソーシャルワーク的な、保育ソーシャルワークとしての視点や、カウンセリングの視点が必要
 - ④ 家庭の養育力（育児力）が高く、かつ、子どもが施設にいる場合、様々なニーズに応えるというサービスが必要
 こうした機能を総合的に果たす、又はこれをコーディネートできる施設が総合施設ではないか。全部は無理でも、総合施設の基本機能があり、基本機能にオプションな機能を付けることも考えられるのではないかと。
- ・ 総合施設には、小学校との縦のつながりとともに、児童相談所や保健センターなどとの横のつながりもあるのではないかと。
- ・ 子ども保育の質そのものを十分確保しながら、一方で社会的なニーズに応えるための1つのメニューとして総合施設があるのではないかと。育児休業制度、保育所、幼稚園などを視野に入れながら、議論する必要があるのではないかと。

2 「利用」関係

- ・ 検討事項（案）中「費用負担の在り方」を「財源」としたらどうか。様々な選択肢が総合的に広がる財源構造を考える必要があることからすれば、保育所・幼稚園・つどいの広場もすべて含めた上で財源の在り方を考えなければならない。「利用者の利用料負担の在り方」を「利用」の部分に組み入れて、今後の次世代育成支援の財源の在り方そのものを検討すべき。

3 「総合施設の施設・人員・運営の基準」関係

- ・ 「保育に欠ける」要件に関し、子どもにとっての「保育に欠ける」条件と、親にとっての「保育に欠ける」条件の両者について、以前、児童福祉審議会で議論があった。
前者は「子どもの発達に必要なものが与えられない状況」、後者は「親が子どもを見ることができない状況」。
現在、「保育に欠ける」状況で広がっているのは、家庭で養育されている子どもが、他の子ども、他の親、他の大人とつながることができないということ。こうした状況に対し、一定時間、すべての子どもに一定時間の保育（他の子ども、他の親とつながることができる時間）を保障する。例えば、0歳児であれば週1回、2時間、1歳児であれば週2回、4時間、3歳以降は午前中といった、子どもにとって必要な保育の時間を保障した上で、親にとって必要な保育の時間を保障するという2段階の保育を考えることが総合施設の議論で必要ではないか。
- ・ 乳幼児の保育・幼児教育は、3歳未満は養護的な面が強いが、3歳以上は教育的な面が強い。これまで保育所保育指針を改訂してきたが、3歳以上については教育的要素が強くなっており、現場でも幼児教育できる体制に進みつつある。養護的な面でも預かればよいとか、安全であればよいという時期は終わった。心身の安定成長を図るという発達を促す働きに変わっている。その上で、3歳以上については、より特定の教育内容を含んだ幼児教育が成り立つという図式。その意味で総合施設の役割は重要。
- ・ 保育者の専門性をどう確保するか。資格（キャリア）については、保育士のキャリアとしての学歴的な意味としては、幼稚園教諭と比較してやや低い。学歴の長さが専門性を決めるのではないが、出発点としては大事であり、幼稚園に倣うことも今後検討の必要がある。
- ・ 保育者の専門性に関して重要なのは、保育士の研修の問題であり、これをどう保障するか。研修には3つの要素（①研修、②専門家による指導（幼稚園の場合は教育委員会の指導主事制度による指導があるが、保育所にはこのような指導者がいない。）、③自己改善）がある。総合施設でも、こうした研修の機会を保障する必要がある。
- ・ 両方の資格を有する新卒者は総合的な対応ができるかもしれないが、総合施設が動き出したときの有資格者は保育所・幼稚園のいずれかに特化している。総合施設に対応するための再訓練にはかなりの手間がかかる。しっかりとした計画が必要。

- ・ 現在では、保育士・幼稚園教諭の養成面での差異は、小さくなっている。残った差異としては、①保育士は保育所だけでなく、福祉施設全体に係る基礎的な知識を有していること。②福祉、栄養、乳児保育に関する科目を履修している。③幼稚園教諭は小学校低学年の科目を履修している。
- ・ 自分が在籍している大学は保育士だけの養成を行っているが、ソーシャルワークに強い保育士養成を売りにしている。総合施設では保育士・幼稚園教諭両方の資格が必要という議論よりは、ソーシャルワークに強い総合施設や、教育に強い総合施設があってもよいのではないか。両方の資格が必要と決める必要はない。
- ・ 総合施設の機能として、生活の場としての施設を考える場合、施設の基準も、この観点からの検討が必要。(再掲)

4 「費用負担の在り方」関係

- ・ 「費用負担の在り方」を「財源」としたらどうか。様々な選択肢が総合的に広がる財源構造を考える必要がある。「利用料」を「利用」の部分に組み入れて、今後の次世代育成支援の財源の在り方考えるべき。(再掲)

(以上)

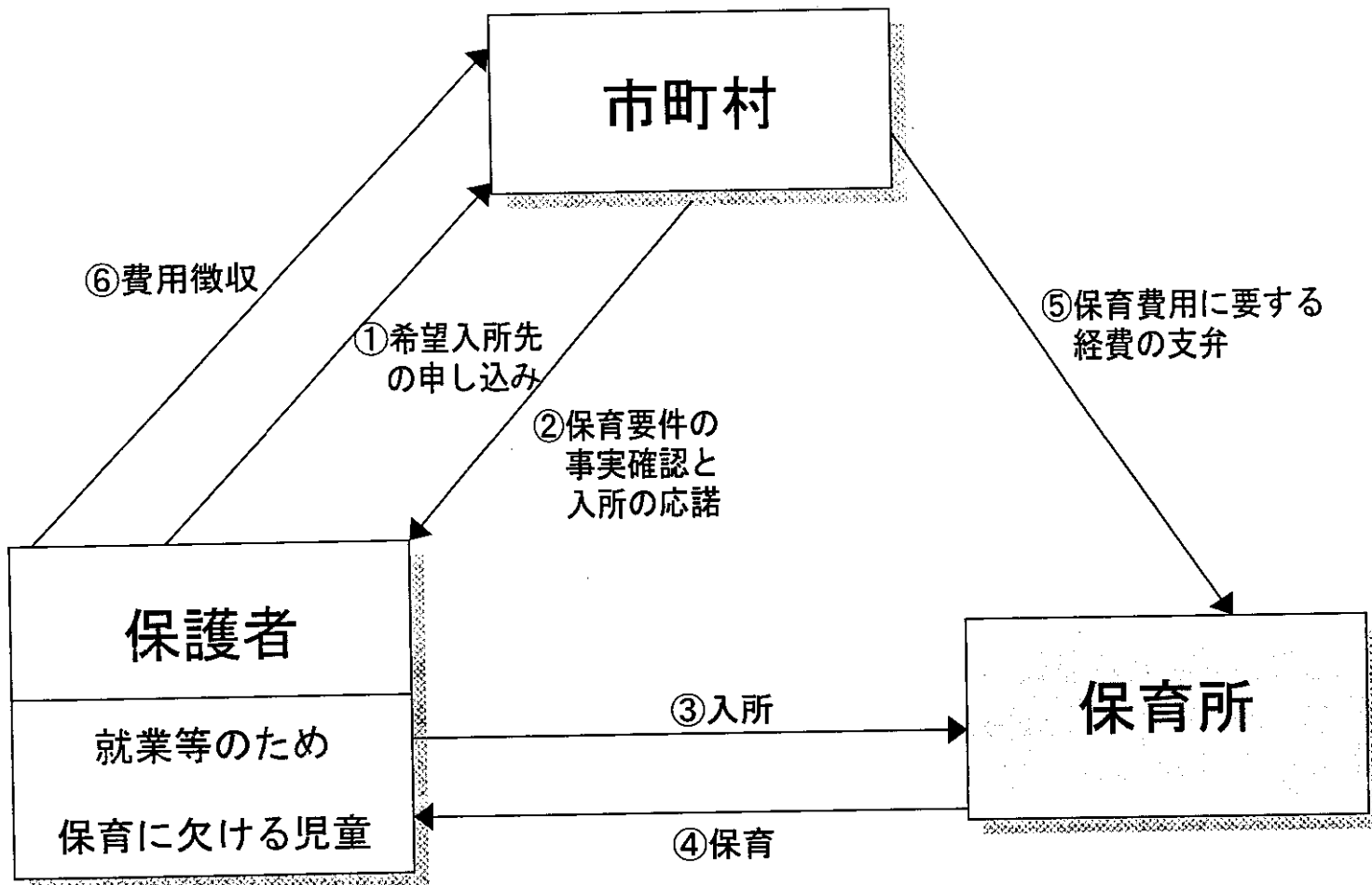
保育所と幼稚園の比較

- ・ 保育所と幼稚園の比較 1
- ・ 保育所と幼稚園の利用方式 2
- ・ 保育士資格と幼稚園免許の比較（短大卒） 4
- ・ 保育所保育指針と幼稚園教育要領の比較 5

保育所と幼稚園の比較

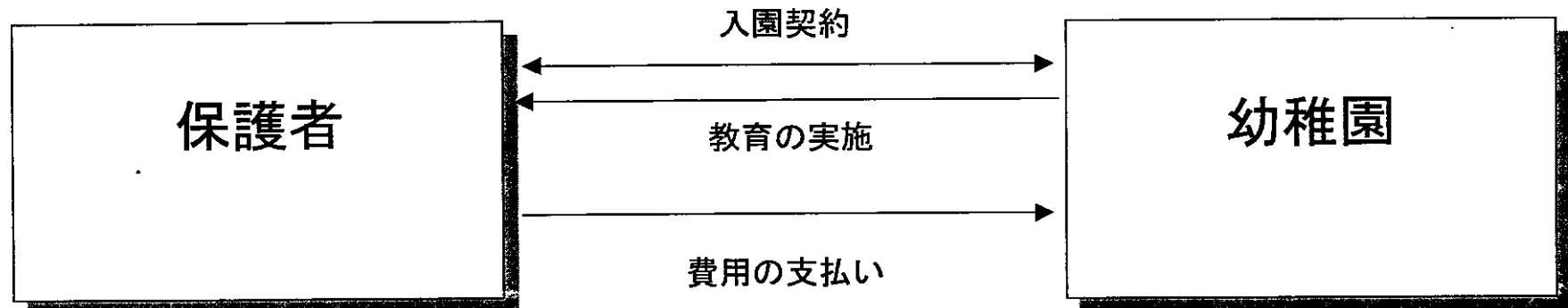
区分	保育所	幼稚園
【サービス内容】 対象児 開設日数 保育時間 保育・教育内容	0歳～就学前の保育に欠ける児童 約300日 11時間以上の開所 ※延長、一時保育を実施 保育所保育指針	満3歳～就学前の児童 39週以上(春夏冬休みあり) 4時間を標準 ※預かり保育を実施 幼稚園教育要領
【人員】 保育士(教諭)の 配置基準 資格 職員数	0歳 3:1 1・2歳 6:1 3歳 20:1 4・5歳 30:1 保育士(国家資格) 25万3千人(H13. 10現在)	1学級35人以下 幼稚園教諭専修(院卒) 幼稚園教諭1種(大卒) 幼稚園教諭2種(短大卒) 10万9千人(H15. 5現在)
【財源と利用料】 運営に要する経費 保育料	国庫負担金(民間分) (H16予算 2,700億円) 市町村毎に保育料設定。 所得に応じた負担。	私立(私学助成) 公立(交付税措置) 私立(各幼稚園ごとに設定) 公立(市町村ごとに設定) (低所得者には就園奨励費を助成)
【施設】 施設基準	保育室、遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所 ※屋外遊戯場は付近にある場合でも可	運動場、職員室、保育室、遊戯室、保健室、便所、飲料 水用設備等 ※運動場は幼稚園と同一敷地内・隣接
【その他】 根拠法 入所 施設数 児童数	児童福祉法 市町村と保護者の契約(入所希望を配慮) 2万2千か所(公営1万2千・民営1万)(H15.4) 192万1千人(H15.4)	学校教育法 保護者と幼稚園との契約 1万4千か所(国公立6千・私立8千)(H15.5) 176万人(H15.5)

保育所の利用方式



幼稚園の利用方式

幼稚園は、保護者と幼稚園の直接契約



保育士資格と幼稚園教諭免許の比較(短大卒)

○保育士資格と幼稚園教諭免許を同時取得しやすくするための養成課程等の見直しを行ってきた。

○さらに、両資格の併有を促進するため、

- ・幼稚園教諭免許を有する者に対する保育士試験科目の一部免除措置(平成16年度実施)
- ・保育士資格を有する者に対する幼稚園教員資格認定試験を創設(平成17年度実施)

【保育士資格】

[教養科目(8単位)]

- ・外国語、体育、社会学、文学、哲学等の基礎教養科目

[専門科目(60単位)]

- ・社会福祉
- ・保育原理
- ・教育原理
- ・小児保健
- ・保育内容
- ・音楽
- ・保育実習 等
- ・児童福祉
- ・養護原理
- ・発達心理学
- ・小児栄養
- ・乳児保育
- ・図画工作

最低修得単位数:68単位

【幼稚園教諭免許(2種)】

[一般教育科目]

- ・外国語、体育、社会学、文学、哲学等の基礎教養科目

[専門科目]

○免許取得のために必要な科目(31単位)

- ・教育原理
- ・保育内容
- ・音楽
- ・教育実習 等
- ・教育史
- ・発達心理学
- ・図画工作
- ・教育制度 等

最低修得単位数:62単位

保育所保育指針と幼稚園教育要領の比較

幼稚園教育要領との整合性が図られるよう、保育所保育指針の改定を行ってきたところ。

	保育所保育指針	幼稚園教育要領
性格	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所の保育内容等のガイドライン ○児童家庭局長通知により示されている。 ○保育所の教育的機能については、「幼稚園教育要領」に準ずる内容となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園教育についてのガイドライン ○文部省告示により示されている。
構成	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の原理、目標、方法、環境の基本事項 ○ねらい及び内容(年齢ごとに示している。) ○保育の計画 ○子どもの発達(心理学的特徴等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園教育の基本、目標の基本的事項 ○ねらい及び内容 ○教育課程の編成
原理	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭養育の補完 ○養護(生活の世話)と教育が一体となって豊かな人間性を持った子供を育成 	—
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○生命の保持及び情緒の安定を図る。 ○基本的な習慣や態度を養い、心身の基礎を培う。 ○自主、協調の態度を育て道徳性の芽生えを培う。 ○自然などについての興味・関心を育て、豊かな心情、思考力を培う。 ○生活の中で言葉への興味・関心を育て豊かな言葉を養う。 ○豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的な習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培う。 ○自主、協調の態度を育て、道徳性の芽生えを培う。 ○自然などについての興味・関心を育て、豊かな心情、思考力を培う。 ○生活の中で言葉への興味・関心を育て、言葉に対する感覚を養う。 ○豊かな感情を育て、創造性を豊かにする。
方法	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の方法として保育の留意点を示している。 ・家庭、地域の生活実態を把握し、適切な保護、世話。 ・子どもの発達理解、特性に応じ、発達の課題に配慮 ・子どもの生活リズムを大切にし、生活の流れを安定させる。 ・子どもの主体的活動を重視し、遊びを通して保育。 	<ul style="list-style-type: none"> ○方法としては、特掲していないが、幼稚園教育の基本で次のとおり触れている。 ・幼児の主体的な活動を促す。 ・幼児の自発的な活動としての遊びを指導。 ・幼児一人一人の特性に応じ発達の課題に即した指導
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○年齢区分ごとに、生命の保持等に関する「基礎的事項」を示している。 ○3歳以上児は、健康、人間関係、環境、言葉、表現に関する5領域について保育上のねらい、内容を示している。 	○幼稚園修了までの健康、人間関係、環境、言葉、表現に関する5領域について、指導上のねらい、内容を示している。
計画	○保育所全体の計画としての「保育計画」と具体的な計画としての「指導計画」を作成するよう示している。	○幼稚園全体の計画としての「教育課程」を編成するものとし、適切な指導を行うために「指導計画」を作成するよう示している。